

第1回 秘密保全のための法制の在り方に関する有識者会議

# 情報漏えい事案発生の原因及び 具体的対応

防 衛 省

## 3 等海佐による秘密漏えい事案

### ① 事案の概要

- 防衛庁防衛研究所所属のH3等海佐（「H3佐」）は、平成11年1月、都内で開催された安全保障国際シンポジウムの会場で在日ロシア大使館駐在武官のB海軍大佐（「B大佐」）と知り合った。

同年9月、H3佐が通訳を務めたロシア海軍駆逐艦の横須賀寄港関連行事でB大佐と再会して話をするなどしたところ、後日、B大佐から食事に招待され、2人で食事を共にした。
- 以後、H3佐は、自己の研究に役立てるため、旧ソ連海軍関係の資料をB大佐から入手することを期待して同人との接触を十数回にわたって続け、その過程で、難病を患っていたH3佐の長男に対する見舞金等の名称でB大佐から現金等を受け取った。
- こうして接触を続けていく中で、B大佐から海上自衛隊に関する資料を求められたが、旧ソ連海軍関係資料を入手したいという一心と、同大佐から種々の名目で現金の提供を受けたことへの負い目から、H3佐が過去に不正に複写し保有していた秘密文書の写しを、平成12年6月、B大佐に渡したものの。
- 平成12年9月、警視庁と神奈川県警の合同捜査本部は、H3佐を自衛隊法第59条（秘密を守る義務）違反容疑で逮捕した。平成13年3月7日、東京地裁において懲役10ヶ月（求刑：懲役1年）の判決。
- なお、H3佐は秘密保全義務違反として懲戒免職処分とされるとともに、関係者52名を処分。

